
3006. 輸出申告変更

業務コード	内 容
EDE	輸出申告変更

1. 業務概要

「輸出申告（EDC）」業務後に「輸出申告変更事項登録（EDA01）」業務で登録した情報を使用し輸出申告（特定委託輸出申告を含む。）、積戻し申告、特定輸出申告及び展示等積戻し申告（以下、輸出申告等という。）の申告変更を行う。

特定輸出申告及び特定委託輸出申告の場合は、貨物が搬入前においても本業務は可能である。
本業務を税関の開庁時間外に行う場合は、事前に時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②輸出申告DBに登録されている申告者と同一であること。
- ③システムに通関士として登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

- (A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 輸出申告変更事項の登録が完了していること。
- (C) 輸出申告等がされていること。
- (D) 同一の申告等番号に係る輸出申告変更がされていないこと。
- (E) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出等申告撤回」
 - ②「輸出等申告手作業移行」
- (F) 本業務を行おうとする日がEDA01業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。

(4) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 貨物情報DBチェック

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
- (C) 当該申告に係る貨物であること。
- (D) 以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①貨物個数
 - ②個数単位コード
- (E) 仕分けの親となっていないこと。

- (F) 仕合せの親となっていないこと。
- (G) 訂正保留となっていないこと。
- (H) 貨物手作業移行されていないこと。
- (I) 他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。(特定輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。)
 - ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。
 - ②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。
 - ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。
- (J) コンテナ扱い申出不適用の旨が登録されている貨物の場合は、コンテナ扱い本数が入力されていないこと。

~~(6) 輸出包括審査DBチェック~~

- ~~①輸出包括事前審査受理番号が輸出包括審査DBに存在すること。~~
- ~~②輸出者コードの先頭8桁が、輸出包括審査DBに登録されている輸出入者コードの先頭8桁と一致すること。~~
- ~~③申告年月日が、輸出包括審査DBに登録されている適用期間内であること。~~
- ~~④大額申告の場合、輸出統計品目番号が輸出包括審査DBに登録されていること。~~
- ~~⑤大額申告の場合、申告年月日が輸出統計品目番号単位の適用期間内であること。~~

(6) 輸出自動車DBチェック

システムで道路運送車両法における輸出抹消仮登録(以下、輸出抹消仮登録という)を証明する旨の登録がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。
- ②輸出自動車DBに登録されている輸出申告番号と入力された輸出申告番号が同一であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分選定処理

輸出申告DBの内容に基づき審査区分選定処理を行う。

ただし、当初の輸出申告後に「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO)」業務により審査区分及び検査区分の変更が行われた場合は、変更された審査区分及び検査区分を引き継ぐ。

(3) 利用者用整理番号の払出し処理

既に払い出されている利用者用整理番号を引き継ぐ。

(4) 輸出申告DB処理

手続きの状況を輸出申告DBに登録する。

(5) 貨物情報DB処理

手続きの状況を貨物情報DBに登録する。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は処理を行わない。

(6) 輸出自動車DB処理

システムで輸出抹消仮登録を証明する旨の登録がある場合は、手続きの状況を輸出自動車DBに登録する。

(7) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録す

る。

(8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告等変更控情報* ¹	輸出申告変更等された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出申告変更控情報（大額） ②輸出申告変更控情報（少額） ③積戻し申告変更控情報（大額） ④積戻し申告変更控情報（少額） ⑤特定輸出申告変更控情報（大額） ⑥特定輸出申告変更控情報（少額） ⑦展示等積戻し申告変更控情報（大額） ⑧展示等積戻し申告変更控情報（少額）	入力者 税関（通関担当部門） * ²
輸出自動車情報控	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合	入力者 税関（通関担当部門） * ²
輸出申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）

(* 1) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E02「輸出申告等控情報について」を参照。

(* 2) 訂正票出力識別欄に「P」が入力された場合にのみ出力